2月・3月のごみ収集日

■問い合わせ　役場１階　水道環境課　環境衛生係
☎４３－２１１１（内線２１２４）

ごみ出し時間を守りましょう！

可燃ごみ	全地区（午前８時までに可燃ごみ集積所へ出してください）	毎週 火曜日・金曜日

（粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました）

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区（不燃ごみ集積所）	2月24日(月)
	B地区（不燃ごみ集積所）	2月25日(火)

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコンは収集しません。㈱橋本または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区（不燃ごみ集積所）	3月24日(月)
	B地区（不燃ごみ集積所）	3月25日(火)

※蛍光管・体温計（水銀式）は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

A地区＝八百津（下記の八百津地区以外）・錦織・和知・伊岐津志
B地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

ペットボトル 食品トレイ 発泡スチロール 古着回収	B＆G体育館北側 各出張所	3月 2日(日) 午前 8時～11時

※ペットボトルは洗浄して、フタを取って出してください。（フタは可燃ごみまたはその他プラです。）
※発泡スチロール製の箱は、宛名ラベルなどを剥がしてください。
※古着類は、濡れたもの、油などが付着して汚れたもの、布団、電気毛布、じゅうたん、履き物、ぬいぐるみなど衣類以外のものは収集しません。

がれき類	久田見処分場	毎月第1・第2日曜日 午後12時30分～午後4時
	錦織処分場	毎月第3・第4日曜日 午前9時～午後4時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外（土砂や岩石）は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
※ 300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。（有料）

その他プラ	各自治会の不燃ごみ集積所	2月 9日(日)
		2月23日(日)
		3月 9日(日)
		3月23日(日)

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

陶器類	不燃ごみ集積所	3月 2日(日)

○収集日の午前８時までに不燃ごみ集積所へ出してください。
○収集する陶器類は、茶碗や植木鉢などです。
○土や石、石綿管、スレート、石膏ボードなどは収集しません。
○袋は、紙袋やポリ袋などで、とくに指定はありません。
○袋には、陶器類と記入し「自治会名・氏名」も書いて出してください。

野焼きの禁止

野焼き（屋外での廃棄物の焼却）は、一部の例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。違反者は法律で罰せられます。みんなでルールを守り、野焼きのないクリーンな地域にしましょう。

八百津町ごみ処理容器購入補助金
交付申請兼誓約書　様
住所
氏名　㊞
私は、裏面の者が購入した容器、領収書の写し、見出しの補助金の交付申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。
※購入（委任）者名と印
※住所（自治会）
※購入（委任）年月日
※は購入（委任）者が記入・捺印し町内会長経由役場へ提出下さい。